

新世代ネットワーク推進フォーラム規約

第1章 総則

第1条 名称

- (1) 本会は、新世代ネットワーク推進フォーラム（以下、「本会」という。）と称する。
- (2) 英文名称は、New Generation Network Promotion Forumと称する。

第2条 目的

本会は、現在のネットワークの継続的な普及展開等を図りつつ、既存技術の延長に捉われないことのない新しい設計思想・技術に基づいた「新世代ネットワーク」の創出に向けて、産・学・官の連携のもと、幅広く異分野の知見も取り込んだ体制を構築し、より戦略的、総合的な視点から今後の研究開発等の取組を推進することを目的とする。

第3条 事業

本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 新世代ネットワークの実現に向けた次の事業
 - ① 研究開発戦略等の検討
 - ② 社会・経済的側面の検討
 - ③ テストベッドネットワーク、実証実験等の推進
 - ④ 新世代ネットワークのビジョン共有・発信、啓発活動
 - ⑤ 欧米アジアとの国際連携の推進
- (2) 現在のネットワークから新世代ネットワークに向けての円滑な発展、普及展開等の推進

第2章 会員及び役員

第4条 会員

本会の会員は、本会の目的に賛同し、入会の承認を受けた団体及び有識者とする。

第5条 入退会等

- (1) 本会へ入会しようとする者は、書面をもって申し込み、幹事会の承認を受けなければならない。
- (2) 会員は、申し込みの書面記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。
- (3) 本会を退会しようとする者は、書面をもってその旨を届け出なければならない。
- (4) 会員が次の各号のいずれかに該当する時は、休会したものとみなす。この場合にお

いて、第8条(4)で定める総会員の数に当該会員は含まないものとする。

- ① 書面をもって休会の旨を届け出た者
 - ② 総会の開催に関し連絡がとれない者のうち、当該総会の直前の定期総会においても連絡がとれなかった者
- (5) 休会した者は、申し出により、本会に復帰することができる。

第6条 役員

- (1) 本会に、役員として会長1名、副会長若干名を置く。
- (2) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長不在時において、その職務を代行する。
- (4) 役員は、総会において会員の中から選任する。
- (5) 役員の任期は、選任された総会の次の定期総会までとする。ただし、再任を妨げない。
- (6) 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

第7条 顧問

- (1) 本会は、顧問若干名を置くことができる。
- (2) 顧問は、会長が委嘱する。

第3章 総会、幹事会等

第8条 総会

- (1) 総会は、会員をもって構成する。
- (2) 総会は、定期総会を年一回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。
- (3) 総会は、必要に応じて、書面または電子メールによる開催とすることができる。
- (4) 総会は、総会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- (5) 総会に出席できない会員は、総会の議長または他の出席会員にその権限を委任することができる。この場合、当該会員は、総会に出席したものとみなす。
- (6) 総会の議長は、会長が務める。
- (7) 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (8) 総会は、本会の設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。
 - ① 活動方針
 - ② 本規約の改正
 - ③ その他本会の運営に関して重要な事項

第9条 幹事会

- (1) 本会に、幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、幹事をもって構成する。
- (3) 幹事は、会長が会員の中から指名し、総会の承認を受けるものとする。
- (4) 幹事会の議長は、会長が幹事の中から指名する。
- (5) 幹事会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- (6) 幹事会は、必要に応じて、書面または電子メールによる開催とすることができる。
- (7) 幹事会は、本会への入会申し込みを承認するほか、本会の運営に関して重要な事項について総会に提案し、及び会長が必要と認めた事項について議決する。
- (8) 第6条(5)及び同条(6)の規定は、幹事に準用する。

第10条 新世代ネットワーク推進委員会（以下、推進委員会）

- (1) 本会に、推進委員会を置く。
- (2) 推進委員会は、委員をもって構成する。
- (3) 委員は、会長が有識者の中から指名し、総会の承認を受けるものとする。
- (4) 推進委員会の委員長は、会長が委員の中から指名する。
- (5) 推進委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。
- (6) 推進委員会は、必要に応じて書面または電子メールによる開催とすることができる。
- (7) 推進委員会は、本会に対し国際連携について学術的見地から助言等を行う。

第11条 ワーキンググループ

- (1) 本会は、本会の事業運営上必要があるときは、幹事会の議決によりワーキンググループを設置することができる。
- (2) ワーキンググループの主査は、幹事会が会員の中から指名する。
- (3) ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、主査が定めるものとする。

第12条 庶務

独立行政法人情報通信研究機構が庶務を行う。

第4章 雑則

第13条

- (1) 本会は、第3条に定める事業の実施に当たって、調査検討・シンポジウムの開催等、特別な予算の措置を必要とする事業を実施しようとする場合には、必要に応じて、当該事業に必要な実費を賛同が得られた会員から徴収することができる。
- (2) 第13条(1)の徴収は、幹事会の議決によるものとする。

第14条

この規約に定めるもののほか本会の運営上必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則

附則1

- (1) この規約は、平成19年11月6日から施行する。
- (2) 設立総会に出席し、本規約を承認した者は、本会の会員になったものとする。
- (3) 附則1(2)は、設立総会の日以前から入会希望の書面をもって表明していた者に準用する。

附則2

この規約は、平成22年7月7日から施行する。